

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

○	気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）	1
○	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	3
○	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）	4

○ 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 気候変動適応計画（第七条―第十条）
第三章 気候変動適応の推進（第十一条―第十五条）
第四章 補則（第十六条―第二十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

第二章 気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条 （略）

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 気候変動適応に関する施策の基本的方向

- 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
- 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
- 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項
- 六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項
- 七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項
- 八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項
- 九 気候変動適応に関する施策の推進に当たつての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項
- 三 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 四 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

（気候変動適応計画の変更）

- 第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。
- 2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

第三章 気候変動適応の推進

（研究所による気候変動適応の推進に関する業務）

第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従つて、次の業務を行う。

- 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
 - 二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助
- 三・四 （略）
- 2・3 （略）

第四章 補則

（観測等の推進）

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3・4 (略)

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 九 (略)

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)